

(案)

平成 24 年 3 月 日

## 平成 24 年度内閣官房・内閣府本府調達改善計画

国民に対し、質の高い公共サービスをより効率的に提供するために、調達の改善に取り組むことが求められている。

内閣官房・内閣府本府では、平成22年度において、全体で約1,300億円規模(注1)の調達を実施しているところであり、平成23年度及び平成24年度もほぼ同規模の調達を実施することが見込まれているが、平成24年度については、調達額の大きい事業や公共サービス改革プログラムにおいて調達を改善するための具体策とされているものを中心に調達改善を図ることとし、その具体的な調達改善の取組内容、目標等について、以下のとおり調達改善計画を定める。

(注1)「平成22年度契約に関する統計」より

### 1. 調達改善の取組内容

#### 1) 国際交流支援事業に係る調達の見直し

【検討中】

#### 2) 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し

OA消耗品、コピー用紙、速記業務、クリッピング業務、クリーニング業務 ほか

【検討中】

#### 3) 随意契約・一者応札の見直し

「随意契約の見直し、一者応札の改善に関する取組内容について」(平成23年12月27日内閣府公共サービス改革担当事務局)に基づき、個別案件ごとに見直しを実施する。なお、個別調達案件ごとの見直しについては別紙のとおり。

【別紙：検討中】

#### 4) その他公共サービス改革プログラムで提言された取組等

「競り下げの試行」の実施、広告掲載の推進、支払事務の簡素化

【検討中】

## 2. 進捗把握・管理等

計画の進捗状況については、定期的にとりまとめる。なお、見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する

## 3. 自己評価の実施

上半期終了時点ならびに、年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する

## 4. 調達の推進体制

### 1) 推進体制の整備

「内閣官房・内閣本府調達改善実務担当チーム」を設置し、調達改善計画の推進状況のフォローアップを行う。

構成メンバーは下記のとおり。

座長 内閣官房内閣総務官室内閣参事官（会計担当）  
内閣府大臣官房会計担当参事官

メンバー 内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房会計課の課長補佐のうち座長が指定する者  
内閣府大臣官房政策評価広報課能率専門官

### 2) 外部有識者の活用

問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から適宜、外部有識者（予算監視・効率化チーム又は入札等監視委員会等）の意見を活用する。

### 3) 実務担当チーム会合

チームは、半期に一度、定例会合を開催する。ただし、定例会合以外の会合も、必要に応じて開催することができる

## 5. その他

### 1) 取組状況等の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表するものとする。

2) 計画の見直し

指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行うものとする。

